

## 町 地区鳥獣被害対策協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、「町 地区鳥獣被害対策協議会」(以下「会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長の自宅とする。

(目 的)

第3条 本会は、福山市 町 地区における有害鳥獣の被害防止対策を推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事を行う。

- (1) 鳥獣被害防止対策の計画及び実施に関すること。
- (2) その他、本会の目的達成のために必要と認められること。

(会 員)

第5条 本会は、福山市 町 地区住民で構成する。

(組 織)

第6条 本会には、次の役員を置き、役員の選出は構成員の互選による。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- (3) 会計1名
- (3) 監事1名

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(任 務)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計庶務を司る。
- (4) 監事は、本会の事業及び会計について監査する。

(役員会)

第8条 会議は、会長が必要に応じ随時召集するものとし、会長が議長を務める。

(経 費)

第9条 本会の運営に要する経費は、負担金、寄付金、補助金、その他の収入を持ってあてる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年 月 日から翌年 月 日までとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会に諮り会長が別に定める。

附 則

この規約は、年(平成 年) 月 日から施行する。